

平成 28 年 7 月 4 日  
教員養成部会資料

## 教職課程認定大学実地視察規程及び 指定教員養成機関実地視察規程の改正について

実地視察にあたっては、必要に応じて、当該大学の所在する都道府県及び市区町村の教育委員会を実地視察に参加させることができる。(教職課程認定大学実地視察規程 2 (6))

### (1) 経緯

「今後の教員養成免許制度の在り方について(答申)(平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会)」の中間報告を受け、課程認定委員会においても教職課程の質的水準の向上方策について検討を行い、「課程認定委員会における検討状況について」を平成 18 年 3 月 13 日教員養成部会において決定した。当該決定に、「円滑かつ効果的な実地視察を行うため、課程認定委員会の体制の整備や、採用側の教育委員会関係者の実地視察への参画等について検討する。」という事項が組み込まれ、平成 18 年 4 月 25 日付教員養成部会にて上述の規程を追加したものである。

当該規程追加後、平成 18 年度実地視察より全視察校の所在する都道府県・市町村教育委員会へ同行を依頼している。

### (2) 現状

視察校及び日程が確定したら、全視察校が所在する各都道府県及び市区町村教育委員会へ可能であれば同行していただきたい旨依頼している。その際、視察校側ではなく、我々と同様視察側として参画していただいている。

同行いただける場合には、都道府県教育委員会より、当該都道府県の採用状況及び当該視察校出身教員の採用者数について、市区町村教育委員会より、視察校との教育実習や学校ボランティア等の連携状況について情報提供いただけるよう事前に依頼している。また、各教育委員会より視察校へ質問等あれば、質疑応答時もしくは講評時に行っていただくよう伝えている。

現状としては、各教育委員会から視察校へ質問等がある場合が少なく、事前に依頼した情報提供をいただくのみで終えている印象が強い。

### (3) 提案

平成 18 年答申を踏まえ、課程認定校は教育実習全般にわたり、地域学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たる必要があり、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(平成 27 年 12 月 21 日)」においても、学校インタ

ーンシップの実施に向けて、受入れ校、教育委員会、大学とのより一層の連携が求められている。実地視察を通して従来連携を図っていない視察校及び教育委員会が、当該視察を経て連携を行う事例も見受けられる。

一方で、現状では視察側というよりは、委員及び文科省事務官からの質問に回答するという視察校側の立場として参加している印象が強く、本来の参画趣旨である「必要に応じて参加させることができる」とは異なっている。

したがって、全視察において同行を依頼するのではなく、規程上の「必要に応じて」について以下のとおり解釈することとしたい。

「必要に応じて」とは

- ① 視察校が必要な法令等の基準を満たさず、著しく不適切な教職課程の水準にあると見込まれる場合。

(例)

- ・ 調査表又は変更届上、必要法定単位数が不足している。
- ・ 調査表又は変更届上、教育職員免許法及び施行規則上求められる授業科目が不足している。
- ・ 調査表又は広報上、認定を有しない教職課程について、あたかも認定を有しているように謳っている。
- ・ 調査表又は変更届上、入学定員を大幅に超過して受け入れていることが明確な場合。

- ② 調査表等において、視察校と当該視察校が所在する都道府県及び市区町村の教育委員会と極めて良好な連携関係を築いており、よい取組として全国へ周知することが適当と見込まれる場合。

(例)

- ・ 学校ボランティアで定期的な交流が行われている。
- ・ 教育実習先の選定を教育委員会と連携して行っている。

- ③ その他文部科学省が必要と判断する場合。

(例)

- ・ 内部告発があり、教育委員会と情報共有すべき事項がある。
- ・ 教員養成を主たる目的にしている毎年の取得者数が数百名にのぼる大学でありながら、教育委員会との連携が極めて希薄に感じられ、今後の関係構築に努めていただきたい。

#### **(4) 教職課程認定大学実地視察規程及び指定教員養成機関実地視察規程の改正について**

現行の規程において、各都道府県知事部局の参加が認められておらず、幼稚園教諭養成のみを行っている視察校へも教育委員会が参加しているところである。しかしながら、公

立幼稚園と比較して、私立幼稚園が多いため、採用者数及び教育実習先の選定等に関する情報も教育委員会では把握できない。したがって、私立幼稚園を所管する各都道府県知事部局の参加を可能とするよう規程の改正を行いたい。

また、現行の規程において、指定教員養成機関に関しては教育委員会の参加を認められていない。指定教員養成機関の多くは、幼稚園教諭養成を行っているため、当該規程を含めていなかったと思われるが、上述のように規程の改正を行うことに伴い、指定教員養成機関へも、都道府県・市区町村教育委員会及び都道府県知事部局の参加を可能とするよう規程の改正を行いたい。

加えて、現行の規程では、当該視察校の所在する市区町村教育委員会の参加しか認められていないが、当該視察校が近隣市区町村教育委員会と極めて良好な連携関係を築いて、学校ボランティアや教育実習先の選定を行っている例が見受けられたことから、当該視察校の所在地及び近隣市区町村教育委員会の参加を可能とするよう規程の改正を行いたい。

※新旧対照表に関して別紙参照。

以上

○教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日 教員養成部会決定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 実地視察方法</p> <p>(6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、<u>都道府県及び市区町村担当者</u>を実地視察に参加させることができる。</p>	<p>2 実地視察方法</p> <p>(6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、<u>当該大学の所在する都道府県及び市区町村の教育委員会</u>を実地視察に参加させることができる。</p>

## 教職課程認定大学実地視察規程 (改正案)

平成13年7月19日  
教員養成部会決定

一部改正 平成18年4月25日改正

一部改正 平成20年6月10日改正

一部改正 平成21年2月27日改正

一部改正 平成28年 月 日改正

### 1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

### 2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
  - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
  - ② 教育課程及び履修方法
  - ③ 教員組織
  - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
  - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
  - ⑥ 学則
  - ⑦ 学生の教員への就職状況
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、~~当該大学の所在する都道府県及び市区町村の~~教育委員会担当者を実地視察に参加させることができる。

- (7) 部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

### 3 留意すべき事項を付した大学への実地視察

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）5（5）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

### 4 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- (2) 報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。
- (3) 報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

### 5 教職課程の認定の取消についての意見

実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

### 6 その他

- (1) この規程は平成2~~≠~~8年度から適用する。
- (2) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

改 正 案	現 行
<p>2 実地視察方法</p> <p><u>（6）実地視察にあたっては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。</u></p> <p>（7）部会長は、実地視察を予定している指定教員養成機関に対し、あらかじめ実地視察調査表を提出させ、実地視察の日時及び視察事項について通知する。また、実地視察の際は、当該指定教員養成機関に対し、関係書類を用意させることができる。</p> <p>（8）実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。</p>	<p>2 実地視察方法</p> <p>（新設）</p> <p>（6）部会長は、実地視察を予定している指定教員養成機関に対し、あらかじめ実地視察調査表を提出させ、実地視察の日時及び視察事項について通知する。また、実地視察の際は、当該指定教員養成機関に対し、関係書類を用意させることができる。</p> <p>（7）実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。</p>

# 指定教員養成機関実地視察規程 (改正案)

平成24年2月15日  
教員養成部会決定

一部改正 平成28年 月 日改正

## 1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格に関する指定教員養成機関の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、指定教員養成機関に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

## 2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に準じて、主として次の点に留意しながら、当該指定教員養成機関が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
  - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
  - ② 教育課程及び履修方法
  - ③ 教員組織
  - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
  - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
  - ⑥ 学則
  - ⑦ 生徒の教員への就職状況
  - ⑧ 大学の指導状況（大学に附置されている指定教員養成機関を除く。）
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある指定教員養成機関の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあつては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。
- ~~(7)~~ 部会長は、実地視察を予定している指定教員養成機関に対し、あらかじめ、実地視察調査表を提出させ、実地視察の日時及び視察事項について通知する。また、実地視察の際は、当該指定教員養成機関に対し、関係書類を用意させることができる。
- ~~(8)~~ 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、



その是正措置を求めるものとする。

### 3 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- (2) 報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察を行った指定教員養成機関及び指導大学に送付する。
- (3) 報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該指定教員養成機関の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

### 4 指定の取消についての意見

実地視察を行った指定教員養成機関の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該指定教員養成機関の指定の取消についての意見を述べることができる。

### 5 その他

- (1) この規程は平成2~~4~~8年度から適用する。
- (2) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。